

ID: 383

担当部署: 建設水道部 都市整備課 管理係

処分の概要	行為の許可及び変更許可		
例規名 根拠条項	名寄市都市公園条例 第2条第1項及び第3項		
例規番号	平成18年条例第187号		
<p><b>【根拠条文】</b> (行為の制限) 第2条 都市公園において、次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。</p> <p>(1) 行商、募金その他これらに類する行為をすること。 (2) 業として写真又は映画及びテレビジョンの撮影を行うこと。 (3) 興行を行うこと。 (4) 競技会、展示会、博覧会その他これに類する催しのために都市公園の全部又は一部を独占して利用すること。 (5) 水面を利用すること。</p> <p>2 前項の許可を受けようとする者は、行為の目的、行為の期間、行為を行う場所又は公園施設、行為の内容その他市長の指示する事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。</p> <p>3 第1項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときには、当該事項を記載した申請書を市長に提出してその許可を受けなければならない。</p> <p>4 市長は、第1項各号に掲げる行為が公衆の都市公園の利用に支障を及ぼさないと認める場合に限り、第1項又は前項の許可を与えることができる。</p> <p>5 市長は、第1項又は第3項の許可に都市公園の管理上必要な範囲内で条件を付することができる。</p> <p><b>【基準】</b> 根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	平成28年8月15日	最終変更年月日	年 月 日